

## 大阪市都市整備局における事後審査型制限付一般競争入札の手引

制 定 平成 20 年 6 月 1 日

最近改正 平成 28 年 3 月 14 日

大阪市都市整備局で行う事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に参加する場合は、この手引を参考にしてください。また、地方自治法、同法施行令、本市契約規則、その他関係法令についても参照してください。

### 1 対象となる入札

この手引は、大阪市都市整備局で行う請負、買入れ、借入れその他の契約に係る調達の入札案件で、かつ制限付一般競争入札を行う場合に適用します。

### 2 制限付一般競争入札による案件の取扱い

制限付一般競争入札による案件は、案件ごとの入札公告（以下「入札公告」という。）を確認の上、参加してください。

### 3 入札参加の申請

入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなします。

### 4 入札の準備

（１）見積りに当たっては、設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）に基づき適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

（２）設計図書に対する質問は、入札公告に定める方法により行ってください。

### 5 設計図書の入手方法等

設計図書及び入札書は、入札公告に定める方法により入手してください。

入手した設計図書は、入札の見積り以外の目的には使用しないでください。

### 6 入札書の提出

入札公告に従い、大阪市都市整備局所定の入札書を指定の入札箱に投函することにより提出してください。

入札書は、入札金額等の必要事項が全て記入されたものを有効なものとし

て取り扱います。

一旦、提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めません。

## 7 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行います。開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位（ただし、第4位以降の同価格の入札をした者は同順位として審査順位の確定とします。）を確定した上で、落札決定を保留し、資格審査等を行った上で、後日落札決定します。

開札は公開とし、入札者は立ち会うものとします。

入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札に関係のない本市職員を立ち合わせるものとします。

落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あった場合は、くじによって順位を定め、落札候補者を決定します。また、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をしたものが2者以上あった場合も同様に、くじによって第3位までの順位を定め、審査順位の確定を行うものとします。ただし、第4位以降の順位を定める必要がある場合は、入札参加者に通知し、第3位までと同様にくじによって順位を定めます。

## 8 審査順位等の発表

落札候補者を決定した場合は、開札時に発表します。

## 9 入札参加資格審査資料の提出

落札候補者は、入札公告に掲げる入札参加資格審査資料を開札の日の翌日の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に定める勤務時間）内に提出してください。ただし、開札の日の翌日が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日の最終日の翌日）とします。

なお、入札執行者が別の提出期限を指定した場合はその指示に従ってください。

期限までに入札参加資格審査資料を提出しない場合、又は入札参加資格審査のために本市職員が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とします。

## 10 入札参加資格の審査

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降

の審査を行いません。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を通知します。この場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行います。

これらの審査に要する日数については、入札公告に定めるものとします。

#### 11 低入札価格調査制度適用について

低入札価格調査制度適用案件において、入札書の金額が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「低入札価格根拠資料」という。）を本市が指定する期限までに提出してください。

#### 12 入札の無効

次のいずれかに該当したときは、無効となりますので注意してください。

- ( 1 ) 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- ( 2 ) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札
- ( 3 ) 大阪市競争入札参加者心得を準用するものとし、同心得に違反した者がした入札
- ( 4 ) 予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札
- ( 5 ) 大阪市都市整備局所定の入札書を用いないでした入札
- ( 6 ) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- ( 7 ) 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
- ( 8 ) 低入札価格調査制度適用案件において、大阪市都市整備局が指定する期日までに、あらかじめ指定する低入札価格根拠資料を提出しなかった者がした入札
- ( 9 ) その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

#### 13 落札決定

落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、落札者に対して通知します。

落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさ

なくなった場合は、入札公告等に別に定める場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなします。

#### 14 落札候補者の辞退等

落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに本市が指定する期限までに入札参加資格審査資料及び低入札価格根拠資料を提出しなかった場合には、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行うことがあります。

#### 15 入札結果の公表

落札決定後、落札者の商号又は名称及び落札金額を入札経過調書等により公表します。

#### 16 その他

この手引に定めのない事項又はこの手引により難しい場合は、入札公告により定めることができます。

##### 附 則

この手引は、平成 20 年 6 月 1 日から適用します。

##### 附 則

この手引は、平成 23 年 6 月 1 日から適用します。

##### 附 則

この手引は、平成 23 年 11 月 7 日から適用します。

##### 附 則

この手引は、平成 25 年 4 月 1 日から適用します。

##### 附 則

この手引は、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。